

## 別紙 1 EU等向け盆栽の栽培地検査細則

### 1 栽培地検査の期間等

原則として1か月に1回、栽培地検査を実施する年度の4月から1年に6回行うものとする。

### 2 検査の対象

#### (1) 盆栽

検査のため抽出する本数は、申請書に記載の番号が取り付けられた行ごとにその本数が300本未満の場合は全量、300本以上3,000本未満の場合は300本以上、3,000本以上の場合はその申請本数の10%以上とし、目視により検疫対象有害動植物等の発生の有無等を以下のアからウまでに掲げる事項に留意しつつ、確認するものとする。

ア 抽出した全ての盆栽について、検疫対象有害動植物の付着がないこと。特に網室盆栽においては、食害痕、成虫の脱出孔等のゴマダラカミキリ類の寄生が疑われる痕跡がないこと。

イ 特殊盆栽のうち、第1の3の(3)から(5)までの盆栽については、当該年度の輸出予定の有無を栽培地検査申請者に確認し、輸出の予定がある場合には、リュウキュウマツ漏脂胴枯病菌を対象とする精密検定を実施すること。なお、検定に当たっては、検査単位ごとに変色や褐変等の異常が認められる植物を優先して樹皮又は枝から3片に加えて、葉を5片採取し、分離培養等の適切な方法により検定を行うこと。

ウ 第1の3の(5)の盆栽については、台木にひこばえの発生がないこと。

#### (2) 培養資材

当該盆栽が栽培されている登録生産園地において使用されている培養資材について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる事項を確認するものとする。

| 使用されている培養資材の取扱い区分 | 確認事項                                                                                                     |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア・イ               | 未使用の培養資材が利用されていることを確認すること。                                                                               |
| ウ                 | 利用されている培養資材に対して、適切にくん蒸又は熱処理が行われたことを立会い又は消毒の内容を記載した書面により確認すること。                                           |
| エ                 | 培養資材に対する薬剤処理の立会い又は当該処理が行われたことを防除記録表等により確認するとともに、申請本数の3%以上の本数から培養資材の一部を採取し、線虫類の発生がないことをバールマン法等により、確認すること。 |

#### (3) 登録生産園地内の防除の状況

登録生産園地において記録している防除記録表により、以下に掲げる事項について確認するものとする。

- ア エウ等未発生のさび病菌に有効な薬剤による消毒が適切に実施されていること。
- イ ミカントゲコナジラミに有効な薬剤による消毒が適切に実施されていること（ミカントゲコナジラミの寄主としてエウ等が規制している植物の盆栽に限る。）。
- ウ ハダニ類に有効な薬剤による消毒が適切に実施されていること（ビャクシン属植物の盆栽に限る。）。
- エ タマバエ類を対象とした刈り込み等による防除が適切に実施されていること（ビャクシン属植物の盆栽に限る。）。

（４）登録生産園地内の管理状況

植物防疫官、補助員又は登録検査機関は、登録生産園地の盆栽の栽培管理について、栽培者への聞き取り等を通じて、第３に掲げる事項が遵守されているかどうかを確認するものとする。

（５）登録生産園地内のエウ等向け盆栽以外の植物

リュウキュウマツ漏脂胴枯病菌の宿主又はマメコガネ、ナンヨウキクイムシ若しくはクワカミキリの寄主としてエウ等が規制している植物の有無について確認し、当該植物がある場合にはこれらの有害動植物の発生の有無を目視等により確認するものとする。

（６）登録生産園地周辺の植物

登録生産園地周辺の植物について、以下に掲げる事項を目視等により確認する。

- ア エウ等向け盆栽にビャクシン属植物が含まれている場合には、登録生産園地の近隣の場所に植栽されているかなめもち属、かりん属、さんざし属、なし属、ビャクシン属、ぼけ属及びりんご属植物に、別表１及び２のビャクシン属植物の項に掲げるさび病菌がないこと。
- イ エウ等向け盆栽にリュウキュウマツ漏脂胴枯病菌の宿主又はマメコガネ、ナンヨウキクイムシ若しくはクワカミキリの寄主としてエウ等が規制している植物がある場合には、登録生産園地周辺に植栽されている植物に、これらの検疫対象有害動植物の発生がないこと。

（７）標識

特殊盆栽及び網室盆栽に第４に規定する標識が取り付けられていることを確認するとともに、次に掲げる事項を実施するものとする。

- ア 毎年度の最後の検査の際に、使用されなかった標識の本数を確認し、盆栽栽培地検査等成績表の備考欄に記入すること
- イ 第５の（３）の報告を受けた場合は、盆栽栽培地検査等成績表の備考欄に交換した標識の本数を記入すること。

## 別紙２ マメコガネ等の寄主としてＥＵ等が規制している植物の盆栽に係る病害虫発生調査細則

### １ マメコガネ

調査申請された盆栽及びその培養資材について、マメコガネの有無を目視により確認する。

### ２ ナンヨウキクイムシ

ナンヨウキクイムシの被害（フラス）の有無を目視により調査し、被害が疑われる場合は、被害部位を破壊し、幼虫又は成虫の有無を目視により確認する。